

基本方針

基本方針とは

国土交通大臣は、港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針を定めることとされています（港湾法第3条の2第1項）。この「基本方針」は、国の港湾行政の指針であり、また港湾管理者が個別の港湾計画等を定める際の指針となるものです。

基本方針は、各種の港湾施策の指針となる国としての考え方を各港湾管理者及び地域の関係者（多くの関係機関、港湾を利用する様々な民間企業、周辺住民等）に示し共有するという役割を担っています。

基本方針の抜本的な見直し

2030年を見据えた新たな中長期ビジョンである「中長期政策－PORT2030－」のとりまとめ（2018年7月）を機に、我が国を取り巻く新たな状況認識のもと、令和元年6月27日に約20年ぶりとなる基本方針の抜本的な見直しを行い、新たな基本方針を告示しました。

基本方針の概要

基本方針は全5章から構成され（図1）、はじめに「基本的な考え方」として、我が国が直面する課題・問題意識や物流・人流等を取り巻く情勢、それらへの対応の考え方等について整理しています。

第Ⅰ章は、「基本的な考え方」を踏まえ、「1 特に戦略的に取り組む事項」、「2 引き続き重点的に取り組む事項」、「3 時代の変化に対応するとともに生産性の高い港湾マネジメントの推進に向けて取り組む事項

項」に分けた上で、多様な港湾政策の方向性を示しています。

具体的には「1～」として、コンテナ物流の生産性向上、企業間の共同輸送の促進を通じた基礎素材産業の競争力強化、穀物輸入拠点の形成、内航RORO機能の向上、地域の基幹産業・地場産業を支える港湾機能の強化、クルーズ船受入環境の向上、賑わいの創出、産業空間の防災機能強化、船舶航行の安全確保等、「2～」としては、港湾のバリアフリー化、静脈物流網の強化、SOLAS条約に対応した港湾保安対策の推進等、「3～」としては、港湾の完全電子化、サイバーポートの実現、AIターミナルの実現、良好な労働環境の確保、働き方改革の推進等の政策について記載しています。

第Ⅱ章は、第Ⅰ章で示した方向性を踏まえ、港湾政策ごとに港湾の配置、機能及び能力を示しています。第Ⅲ、Ⅳ章では、開発保全航路及び緊急確保航路の開発等や、港湾及び開発保全航路の開発等の際の環境への配慮について記載しています。第Ⅴ章では、港湾の開発等に際し特に考慮すべき事項として港湾相互間の連携、官民連携による港湾の効果的な利用、民間能力を活用した港湾の効率的な運営について記載しています。

おわりに

港湾管理者をはじめ、港湾に関わるあらゆる関係者の方々が、港湾計画や長期構想はもちろん、港への関わり方や港の使い方を検討する際の土壌として、基本方針をご活用頂きたいと考えています。

（港湾）

（第Ⅰ章の考え方）
・港湾政策の方向性について、「1 特に戦略的に取り組む事項」と「2 引き続き重点的に取り組む事項」に分けて網羅的に明示

第Ⅰ章 港湾の開発、利用及び保全の方向に関する事項

1 特に戦略的に取り組む事項

- (1) 我が国の産業と国民生活を支える海上輸送網の構築と物流空間の形成
- (2) 観光立国と社会の持続的発展を支える港湾機能の強化と港湾空間の利活用
- (3) 国民の安全・安心を支える港湾機能・海上輸送機能の確保

2 引き続き重点的に取り組む事項

3 時代の変化に対応するとともに生産性の高い港湾マネジメントの推進に向けて取り組む事項

（開発保全航路）

（第Ⅲ章の考え方）
・港湾区域外に配置される、開発保全航路及び緊急確保航路について、役割並びに開発、保全及び管理の方向性を明示

第Ⅲ章 開発保全航路の配置その他開発に関する基本的な事項

- 1 海上交通の安全性、安定性及び効率性を支える開発保全航路等の開発、保全及び管理の方向
- 2 開発保全航路の配置

（第Ⅱ章の考え方）

・第Ⅰ章を踏まえ、政策ごとに、港湾の配置、機能及び能力について明示

第Ⅱ章 港湾の配置、機能及び能力に関する基本的な事項

- 1 特に戦略的に取り組む事項に係る基本的な事項
- 2 引き続き重点的に取り組む事項に係る基本的な事項

（第Ⅳ章の考え方）

・港湾及び開発保全航路の整備時の環境配慮の考え方を明示
・多様化する環境問題（地球温暖化、リサイクル等）への対応策を明示

第Ⅳ章 港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に際し配慮すべき環境の保全に関する基本的な事項

- 1 自然環境の積極的な保全
- 2 多様化する環境問題への対応
- 3 環境の保全の効果的かつ着実な推進

（第Ⅴ章の考え方）

- 1 一つの経済圏/生活圏/海域における港湾相互間の連携の考え方を明示
- 2 港湾管理者と民間企業等の連携による港湾の効果的な利用の考え方を明示
- 3 国策として進める国際戦略港湾のターミナル運営の考え方を明示

第Ⅴ章 港湾の開発、利用及び保全に際し特に考慮する基本的な事項

- 1 経済的、自然的又は社会的な観点からみて密接な関係を有する港湾相互間の連携の確保に関する基本的な事項
- 2 官民の連携による港湾の効果的な利用に関する基本的な事項
 - (1) バルク貨物等の輸送網の拠点となる港湾
 - (2) クルーズ船の受入拠点となる港湾
- 3 民間の能力を活用した港湾の運営その他の港湾の効率的な運営に関する基本的な事項
 - (1) 民間能力の活用による港湾運営の効率化
 - (2) 港湾の効率的な運営を支える協働体制の構築

図1 基本方針の全体構成